

# 上野事務所ニュース

29年9月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

## 人事評価改善等助成金のご案内

生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して、平成29年4月より「人事評価改善等助成金」が助成されることとなりました。

### 【助成金の概要】

A. 制度整備助成：50万円  
事業主が、生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備を行った場合に支給されます。

◆制度実施月と前月を比べて賃金2%アップが要件です。

B. 目標達成助成：80万円

Aに加え、1年経過後に生産性の向上※、労働者の賃金の2%アップ、離職率の低下に関する目標のすべてを達成した場合に支給されます。  
※生産性要件：助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における営業利益、人件費等を雇用保険被保険者数で除した割合が、その3年前に比べて6%以上伸びていること。

◆「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

### 【助成金支給までの流れ】

①人事評価制度等整備計画の作成・提出



②認定を受けた①の整備計画に基づく人事評価制度等の整備



③人事評価制度等の実施



④A.制度整備助成の支給申請



B.目標達成助成の支給申請

※助成金窓口は、千葉労働局職業対策課分室  
TEL：043-441-5678 となっています。

## 高齢受給者証にかかる基準収入額適用申請書について

【高齢受給者証について】  
70歳になると、協会けんぽから1～3割の医療機関での負担金割合が記載された「健康保険高齢受給者証」が交付されます。70～75歳未満の方が対象です。75歳になると後期高齢者医療制度に移行します。

(高齢受給者証の交付時期および使用開始日)

交付要件	交付時期	使用開始日
被保険者及び被扶養者が70歳になった時	70歳の誕生日 (誕生日が月の初日の場合は前月)	70歳の誕生日の翌月の1日 (誕生日が月の初日の場合は誕生日)
70歳以上の方が被扶養者となった時	その都度交付	被保険者となった日
70歳以上の方が被扶養者として認定された時		認定日 (被扶養者となった日)

◆健康保険組合に加入されている事業所については、納入告知書と一緒に送られるなど、交付時期が異なる場合があります。

### 【一部負担金の割合】

該当者が70歳以上の被保険者	標準報酬月額が	標準報酬月額が
	28万円未満	28万円以上
	1割または2割※	3割

該当者が70歳以上の被扶養者	被保険者が70歳未満	被保険者が70歳以上	
		被保険者の標準報酬月額が	被保険者の標準報酬月額が
		28万円未満	28万円以上
		1割または2割※	3割

※誕生日がS19.4.1以前の方は、特例措置により1割です。S19.4.2以降生まれの方は2割です。

【基準収入額の申請について】

一部負担金の割合が3割の方であっても、前年の収入（年金や家賃収入などを含むすべての収入のこと。ただし、非課税のものは除きます。）が「基準収入額」に満たない場合や旧被扶養者※がいる方で「基準収入額」に満たない場合は、申請により1~2割負担となります。

※旧被扶養者：以前は健康保険の被扶養者で、現在は後期高齢者医療制度に該当している方（基準収入額）

70歳以上の被扶養者がいる場合	70歳以上の被扶養者がいない場合	旧被扶養者を有する場合
520万円未満 (被保険者と70歳以上の被扶養者との合計額)	383万円未満	520万円未満 (被保険者と旧被扶養者との合計額)

【国保から協会けんぽへ保険証の切り替え】

新たに社会保険に加入した事業所の70~75歳未満の方には、健康保険証の他に高齢受給者証も会社へ届きます。高齢受給者証は、健康保険証より1日程度遅れて届きます。加入後は、国保の健康保険証と高齢受給者証は使えませんのでご注意ください。

算定基礎届の結果について

9月から厚生年金の保険料率が、18.182%から**18.300%**へ変更になります。この変更によって保険料率の内訳は下の表のとおりになります。

	事業主負担	本人負担	合計
厚生年金	9.150%	9.150%	18.300%

9月から次の方の保険料が変わります。

- ①厚生年金に加入している方全員
- ②算定基礎届で報酬が変わった方
- ◆健康保険料率・介護保険料率は変更

ありません。

Q&Aなぜなにどうして？

Q;派遣社員が金曜日の就業中、転倒した際頭を強打しました。すぐに病院で受診しそのまま4日間休業した後、火曜日から仕事に復帰しました。土曜日と日曜日は公休日です。当社は派遣先ですが労働者死傷病報告を提出しないといけないのでしょうか？

A;業務災害について、派遣労働者が怪我をした場合は、派遣元事業者だけでなく、被災場所である派遣先事業者も死傷病報告を提出します。

被災者が死亡、またはケガのために4日以上休業した時は、「労働者死傷病報告」(様式23号)を遅滞なく提出します。また、休業が1日から3日の災害は、3カ月に一度、一覧表で簡易に状況等を取りまとめた書式の「労働者死傷病報告」(様式24号)を最後の月の翌月までに提出します。

休業4日以上「様式23号」には、提出事業者が派遣先、派遣元のどちらであるかや被災した派遣先の事業場名を記入する欄が設けられています。

【様式23号報告の流れ】

- ①派遣先が所轄監督署に報告書を提出
- ↓
- ②派遣先が派遣元に報告書控えの写しを送付
- ↓
- ③派遣元が写しを添えて所轄監督署へ報告書を提出

労働者死傷病報告は怪我をした当日は休業日数から除き、公休日は日数に含めます。休業は土曜日、日曜日、月曜日の3日間となりますので、休業1~3日の場合の「様式24号」を提出します。「様式24号」は、派遣労働者を記す部分があり、派遣先名は災害発生状況の欄に記入します。